



平成27年 5 月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 巴 コーポレーション  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 深 沢 隆  
(コード番号 1921 東証第1部)  
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 住 野 榮 治  
(TEL 03-3533-5311)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を下記のとおり平成27年6月26日開催予定の第83回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 公告方法について、インターネットの普及を考慮して利便性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、日本経済新聞の掲載から電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合の措置を定めるものであります。(第4条)
- (2) 取締役及び監査役に適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるよう取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(第24条、第32条)  
なお、取締役の責任免除(第24条)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 4 条 当会社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によっ</u> <u>て電子公告による公告をすることができない</u> <u>場合は、日本経済新聞に掲載する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第24条～第30条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第31条～第34条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定するまで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第25条～第31条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定するまで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日

平成27年6月26日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成27年6月26日 (予定)

以 上